

## 議案第89号

### 養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」設置及び管理条例の 一部を改正する条例の制定について

養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」設置及び管理条例の 一部を改正する条例

養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」設置及び管理条例（平成16年養父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用料等）

第5条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 施設の使用料等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取扱手数料は、市内出荷者は販売額の13パーセント、市外出荷者は販売額の16パーセントとし、精算時に控除する。

(2) 施設を使用する者は、登録料として3,000円を預け入れる。ただし、使用しなくなったときはこれを全額返還するものとする。

(3) 施設を使用する者は、年会費として市内出荷者は2,000円、市外出荷者は3,000円を支払うものとする。

(4) その他の使用料等については、必要に応じて市長が定めるものとする。

3 市長は、第3条に規定する業務を行うために施設を使用する者に対し、使用料の額を減額し、又は免除することができる。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（指定管理者の指定等）

第6条 市長は、次に掲げる施設の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下

「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 第3条第1号から第3号まで及び第7号に規定する業務
  - (2) 施設の利用及びその制限に関する業務
  - (3) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
  - (4) 施設の維持管理に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の規定の適用については、規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第7条 前条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の使用の許可を受けた者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第89号 養父市集出荷貯蔵施設「フルーツの里やぶ」設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（使用料等）</u></p> <p><u>第5条 施設の使用料等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）取扱手数料は、市内出荷者は販売額の13パーセント、市外出荷者は販売額の16パーセントとし、精算時に控除する。</u></p> <p><u>（2）施設を利用する者は、登録料として3,000円を預け入れる。ただし、利用しなくなったときはこれを全額返還するものとする。</u></p> <p><u>（3）施設を利用する者は、年会費として市内出荷者は2,000円、市外出荷者は3,000円を支払うものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、第3条に規定する業務を行うために施設を使用する者に対し、使用料の額を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p><u>（使用料等）</u></p> <p><u>第5条 施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 施設の使用料等は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）取扱手数料は、市内出荷者は販売額の13パーセント、市外出荷者は販売額の16パーセントとし、精算時に控除する。</u></p> <p><u>（2）施設を使用する者は、登録料として3,000円を預け入れる。ただし、利用しなくなったときはこれを全額返還するものとする。</u></p> <p><u>（3）施設を使用する者は、年会費として市内出荷者は2,000円、市外出荷者は3,000円を支払うものとする。</u></p> <p><u>（4）その他の使用料等については、必要に応じて市長が定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第3条に規定する業務を行うために施設を使用する者に対し、使用料の額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>（指定管理者の指定等）</u></p> <p><u>第6条 市長は、次に掲げる施設の管理に関する業務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</u></p> <p><u>（1）第3条第1号から第3号まで及び第7号に規定する業務</u></p> <p><u>（2）施設の利用及びその制限に関する業務</u></p> <p><u>（3）施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務</u></p> <p><u>（4）施設の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（5）前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務</u></p> <p><u>2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条の規定の適用については、規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第6条 (略)</p>	<p>は、施設の使用の許可を受けた者は、利用料金を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</p> <p>3 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、市長の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。</p> <p>(委任) 第8条 (略)</p>